

就 労 継 続 支 援

B

型

事

業

所

に通所しながら、伊勢市役所での

短

時

間

就

労

にチャレンジしませんか？

## ワークステーションいせ

障がいやひきこもり等のために、長時間労働が困難な働きづらさを抱えた人を支援するため、県内初となる市役所における短時間雇用による就労の場「ワークステーションいせ」を立ち上げました。

短時間雇用を実施することで、長時間労働が困難な人の就労の機会を創出し個々の状況に応じた働き方の選択肢を拡大することで、多様な働き方の取り組みを進めるとともに、市役所での業務経験を経て一般就労を目指します。



## B型事業所との併用の条件

- ・伊勢市(委託先を含む)の就労支援を受けていること。
- ・雇用先の企業等が他の事業所等に通うことを認めていること。
- ・雇用先の企業等での所定労働時間が概ね週10時間未満であること。
- ・就労時間外において、就労継続支援B型事業所の支援が必要と認められること。



## ■就労継続支援B型事業所との併用の手順

- ①担当の相談支援専門員や通所している就労継続支援B型事業所へ相談する。
- ②福祉総合支援センターへ相談し、短時間就労に向けた支援を受ける。
- ③相談支援専門員は高齢・障がい福祉課へ就労時間外における就労継続支援B型事業所の支援の必要性を確認する。

## &lt;就労支援・ワークステーションいせ(短時間就労)に関すること&gt;

伊勢市福祉総合支援センター(伊勢市宮後1丁目1番35号)

電話:0596-21-5715 FAX:0596-63-5420

Eメール:fukushi-sougou@city.ise.mie.jp

## &lt;就労継続支援B型事業所との併用に関すること&gt;

伊勢市高齢・障がい福祉課(伊勢市岩渕1丁目7番29号)

電話:0596-21-5558 FAX:0596-20-8555